平成２２年（フ）第２４２８号
福島県二本松市木幡字松木下69―１、住民票上の住所横浜市都筑区池辺町2549番地２　アドリーム横浜鴨居502
破産者　池田　　惠
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４２９号
福島県二本松市木幡字松木下69―１、住民票上の住所横浜市都筑区池辺町2549番地２　アドリーム横浜鴨居502
破産者　池田　正江
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５７４号
横浜市南区中村町５丁目317番地２　ライオンズマンション天神橋416号
破産者　芦間　好美
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７０８号
横浜市青葉区みたけ台29番地３　第三田園ハイツ202
破産者　後藤　拓二
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０１号
愛知県岡崎市薮田２丁目８番地８　葵マンション１Ｆ
破産者　畑中　慎一
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
山口市大内矢田939番地８
破産者　横川　百代
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８号
徳島県板野郡藍住町東中富字東安永86番地、旧住所徳島市国府町日開49番地の１
破産者　角元　康頼
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６７号
愛媛県伊予郡砥部町宮内1885番地64
破産者　井上　若葉
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４１０号
福岡県糸島市曽根716番地２、従前の住居表示福岡県前原市大字曽根849番地の４
破産者　井手　喬詞
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１４８号
北海道苫小牧市桜坂町１丁目３番16号
破産者　粕谷　一江
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１６９０号
堺市中区八田西町２丁12番45号
破産者　前垣内成和こと　前垣内克明
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６９１号
堺市中区八田西町２丁12番45号
破産者　前垣内則代
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８２６号
大阪府柏原市国分西２丁目３番52号
破産者　岡田　圭市
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４０２２号
札幌市西区西野５条８丁目５番24号
破産者　四戸　　修
１　決定年月日　平成22年11月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０号
栃木県佐野市朝日町2926番地31
破産者　寺内　　登
１　決定年月日　平成22年11月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第９４号
石川県白山市青葉台２丁目238番地
破産者　吉田　裕雪
１　決定年月日　平成22年11月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５４号
愛知県犬山市大字羽黒字赤坂101番地
破産者　伊藤　久江
１　決定年月日　平成22年11月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３５６号
京都市左京区静市野中町166番地６、開始決定時の住所京都市左京区山端森本町28番地
破産者　堀内　君子
１　決定年月日　平成22年11月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係